

国自貨第156号の2
令和5年3月1日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局貨物課長
(公印省略)

「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知方願います。

別添

国自貨第156号
令和5年3月1日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

自動車局貨物課長
(公印省略)

「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について」の一部改正について

「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について」(令和2年4月24日付け国自貨第14号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。

○一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について（令和2年4月24日付け国自貨第14号）（抄）

改正	現行
<p style="text-align: right;">令和2年4月24日 国自貨第14号 <u>一部改正 令和5年3月1日 国自貨第156号</u></p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長</p> <p style="text-align: right;">自動車局貨物課長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 具体的な適用方法 標準的な運賃の設定に当たって想定している具体的な適用方法については、以下のとおりである。 (1)～(8) (略)</p> <p>(9) 燃料サーチャージ 告示Ⅶに規定する燃料サーチャージについては、<u>一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（燃料サーチャージの算出方法等）を定めた件（令和5年国土交通省告示第147号）の定めるところによる。</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p style="text-align: right;">令和2年4月24日 国自貨第14号</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長</p> <p style="text-align: right;">自動車局貨物課長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 具体的な適用方法 標準的な運賃の設定に当たって想定している具体的な適用方法については、以下のとおりである。 (1)～(8) (略)</p> <p>(9) 燃料サーチャージ 告示Ⅶに規定する燃料サーチャージについては、<u>別添のとおりとする。標準的な運賃の設定に係る原価計算においては、燃料費を100円として算出していることから、燃料サーチャージの基準価格も100円として設定している。各運送事業者が燃料サーチャージを導入する際は、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」（平成24年5月16日最終改定）も参考にしつつ、当該運送事業者が自社の運賃の設定に係る原価計算において基準とした燃料費を燃料サーチャージの基準価格として設定することが望ましい。</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p>

(削る)

燃料サーチャージについて

- 以下の算出方法による。
 基準価格：100.0円 スタンド価格による。
 改定する刻み幅：5.0円
 改定条件：改定の刻み幅 5.0円/Lの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。
 廃止条件：軽油価格が100.0円/Lを下回った時点で、翌月から廃止する。
 計算式：(距離制運賃)

$$\text{走行距離 (km)} \div \text{燃費 (km/L)} \times \text{算出上の燃料価格上昇額 (円/L)}$$
 (時間制運賃)

$$\text{平均走行距離 (km)} \div \text{燃費 (km/L)} \times \text{算出上の燃料価格上昇額 (円/L)}$$

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の上昇額テーブルは下表のとおり。

調達している軽油価格	燃料サーチャージ 算出上の代表価格	上昇額
基準価格	100.00 円	—
～ 100.00 円	廃止	
100.00 超 ～ 105.00 円	102.50 円	2.5 円
105.00 超 ～ 110.00 円	107.50 円	7.5 円
110.00 超 ～ 115.00 円	112.50 円	12.5 円
115.00 超 ～ 120.00 円	117.50 円	17.5 円
120.00 超 ～ 125.00 円	122.50 円	22.5 円
125.00 超 ～ 130.00 円	127.50 円	27.5 円
130.00 超 ～ 135.00 円	132.50 円	32.5 円
135.00 超 ～ 140.00 円	137.50 円	37.5 円
140.00 超 ～ 145.00 円	142.50 円	42.5 円
145.00 超 ～ 150.00 円	147.50 円	47.5 円
150.00 超 ～ 155.00 円	152.50 円	52.5 円
155.00 超 ～ 160.00 円	157.50 円	57.5 円

3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおり。

車種	燃費
小型車 (2 tクラス)	○○ km/L
中型車 (4 tクラス)	○○ km/L
大型車 (10 tクラス)	○○ km/L
トレーラー (20 tクラス)	○○ km/L

4. 時間制運賃を算出する上での条件 (平均走行距離) は以下のとおり。

車種	8時間制	4時間制
小型車 (2 tクラス)	100km	50km
中型車 (4 tクラス)	130km	60km
大型車 (10 tクラス)	130km	60km
トレーラー (20 tクラス)	130km	60km

5. 端数処理等
 端数処理として、円単位に小数を切り上げる。